

平成28年第3回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成28年 9月 6日  
本日の会議 平成28年 9月 9日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君  
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 黒田 義和 君 総務部長 荒木 重臣 君  
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君  
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君  
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君  
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君  
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君  
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君  
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君  
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君  
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君  
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君  
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君  
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君  
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君  
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君  
農業委員会事務局長 森 省二 君 情報管理室長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

16番 竹中 悟 議員

1番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 12時00分

平成28年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

平成28年 9月 9日（金）  
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	43	長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について	—
3	44	平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総文
4	45	平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総文
5	46	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
6	47	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※産厚
7	48	平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※産厚
8	49	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
9	50	平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
10	51	平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
11	52	平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
12	53	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
13	54	平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
14	55	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
15	56	平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
16	57	平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
17	58	人権擁護委員の推薦について	—
18	59	人権擁護委員の推薦について	—
19	発委2	長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議	—

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程に入る前に昨日の饗庭敦子議員の一般質問における井川契約管財課長の発言におきまして、一部誤りがあり、本人より発言を訂正したい旨の申し出がありますのでこれを許可いたします。

井川契約管財課長。

○契約管財課課長（井川勝信君）

9月7日の饗庭敦子議員の一般質問における答弁の中で、今現在は事前公表しているところはないと思っておりますと発言をいたしました。正しくは、県内においては、長崎市のみが事前公表を行っており、他県におきましても一部あるようでございます。訂正方よろしく願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（内村博法議員）

ただいまの件につきまして、発言の訂正の許可をすることに決定いたします。なお、会議録調整につきましては、議長に一任願います。

次に、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、安部都議員の①LGBT（性同一性障害）に対する対応と取り組みについて。②災害時の防災対策と要配慮者・避難行動要支援者への対応についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さん、おはようございます。最後の一般質問者となりましたので、1時間おつき合ください。まずは字句の訂正なんですけれども、1番目の題のLGBT（性同一性障害）とありますけれども、これは性同一性障害を含むというふうに訂正をお願いいたします。それではまいります。①LGBT（性同一性障害を含む）に対する対応と取り組みについて。昨今、LGBT、セクシャルマイノリティの方々の存在が世間にも知れつつあります。そして、多くの方は、性同一性障害は病気だと考え、周りに正しい認識と周知と理解がされておられません。この世は男女しかいないと社会で認識され、セクシャルマイノリティの方は完全に除外され、ステレオタイプで植えつけられ、少なくとも、変な人と偏見で見られがちであります。そのため、多くのセクシャルマイノリティの人が幼い頃から悩み、苦しみ、親や友人、社会にカミングアウトができませんでした。これからはLGBTの方々が理解され、みんなと同じように同じ価値感で平等に生活・就職ができるような社会構築をしていく必要があります。そこで、この問題について、幼稚園、小・中学校での対応等取り組みについてお伺いをいたします。

(1) LGBT（性同一性障害を含む）についての教育委員会や町の考えをお伺い

たします。

(2) 教職員や教育委員会、保護者、子供たちへのLGBTの理解と周知はどのようにしていくのかお伺いいたします。

(3) 理解と周知を図るための子供たちや保護者を対象とした講演会や授業の中での話し合う機会を設けてはどうかお伺いいたします。

(4) 対応策としての1つの手段であります男女混合名簿を取り入れ、きめ細やかな対応を図ってもらいたいと思いますが、意見をお伺いいたします。

②災害時の防災対策と要配慮者、避難行動要支援者への対応についてお伺いいたします。今年4月、未曾有の熊本大地震がおき、4カ月が経過いたしました。未だ余震が2,000回以上も続いております。甚大な犠牲者と被害をもたらし、自然災害の恐ろしさを改めて痛感させられた次第です。被害が特にひどかった益城町では、今でも総合体育館に400人以上の被災者が生活を余儀なくされております。町は、がれきと崩壊した家屋で手つかずのままの状態でした。益城中央小学校や総合体育館での避難所生活について、被災者から体験談やこれまでの状況を伺うことができました。災害発生時から避難所生活に至るまで、被災者、行政と支援者のかかわり方などについての問題が露呈をされました。以上のことを踏まえ、長与町地域防災計画に基づいた今後の取り組みをお伺いいたします。

(1) 災害時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿作成の進捗状況と情報提供の体制整備の進捗状況をお伺いいたします。

(2) 町内・近隣との防災訓練計画の開催予定はいつかお伺いいたします。

(3) 災害時の行政と民生委員、自治会長、社会福祉協議会、福祉団体、医療などとの連携はどのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

(4) 非常災害について、今後の課題や問題点・対策など視野に入れた取り組みをお伺いいたします。以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、改めましておはようございます。今会議最後の質問者であります安部議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは2番のご質問についてお答えをいたします。まず1点目の避難行動要支援者名簿作成の進捗状況と情報提供の体制整備の進捗状況ということのご質問であります。

平成25年に改正されました災害対策基本法によりまして、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたところでありまして、長与町でも生活の基盤が自宅にある方で、要支援・要介護を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方、精神障害者福祉手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、75歳以上の

高齢者のみの世帯に該当する方、1人暮らしで支援が必要な方について名簿を作成しております。現在、避難行動要支援者名簿掲載者に対し、避難支援等関係者に平常時から名簿情報の提供について、同意の有無の意思確認をするため、書類の発送準備を進めているところでございます。今後、同意された方の名簿情報を避難支援等関係者であるその地区の消防団、民生委員児童委員、自主防災組織の代表、自治会の会長に提供していくこととなりますけれども、名簿の提供に際しまして、個人情報に関して適切な情報管理を図っていただくことなども含めまして、町の支援計画の説明を行ってまいります。その後、さらなる避難行動支援のために避難支援等関係者の協力を得ながら、個別計画書の策定を進めていく予定としております。

続きまして、2点目の町内・近隣との防災訓練の開催予定でございます。今年5月18日に長崎県・長崎市・時津町・長与町で共同開催する予定でありました長崎県総合防災訓練につきましては、今回の熊本地震の対応等によりまして、一旦中止となっております。その後、長崎県総合防災訓練長崎訓練区運営連絡協議会の第2回会議が先月開催されまして、規模を縮小し、情報伝達訓練等を実施する方向で現在協議がされておりますけれども、開催時期につきましては決定がされていない状況でございます。また、町内では、それぞれの自主防災組織で防災訓練が実施をされております。実施時期は、地域の状況に応じて開催されています。実施内容としましては、熊本地震を反映しまして、地震体験車による地震体験訓練が増加をしているところであります。その他にも炊き出し訓練や初期消火訓練等が実施されており、今後も同様の防災訓練が各地域で予定をされております。また、各地域で円滑に防災訓練を実施していただくことを目的といたしまして、先月、8月ですけれども、24日に自主防災組織連絡協議会の防災訓練を実施をいたしまして、煙体験ハウス、地震体験車、簡易担架作成について体験をしていただきました。その他にも社会福祉協議会や高田保育所の防災訓練への参加、小学校での防災講話なども実施をしております。来月は町民体育祭での防災啓発コーナーも計画をしているところであります。今後も各地域での防災訓練の充実に力を入れながら、さまざまな機会を通じまして、防災意識の高揚に努めて参りたいというふうに考えております。

3点目の災害時の行政と民生委員、自治会長、社会福祉協議会、福祉団体等、医療などとの連携についてというご質問でございます。災害が発生しまして、または災害の発生が予測され、その規模及び範囲からしまして、応急対策が必要と本部長が認めたときには災害対策本部が設置されることになっております。その災害本部の役割の中に災害情報の収集や整理、避難情報の伝達、関連施設の被害状況調査、医療品等の調達、ボランティアの受け入れ等々があります。なお、民生委員・児童委員さんには、担当地区内のひとり暮らし高齢者や要支援避難者の把握を日常より対応をしていただいているところであります。また、自治会長さんや福祉団体におきましては、避難情報の伝達、関連施設の被害状況調査等を、また社会福祉協議会におきましては、ボランティアの受け入れや対応や見守り、世帯等の安否確認等々を実施していただくことになっております。

また、医療機関との連携をより強化していくため医療関係者を長与町防災会議の委員として委嘱することも検討をしております。医療関係の福祉避難所を増やしていきたいとも考えております。さらに、消防団との連携を図り、避難勧告及び避難指示の発令時には、団員が住民の避難誘導や避難所対応を実施することにしております。これによりまして、通常から顔の見える関係を築いている消防団が対応することで、住民が安心して避難することができるものと考えております。以上のように災害時の応急対策に万全を期するため、さまざまな関係機関との協力体制の整備確立を図ってまいります。

次に4点目の非常災害について、今後の課題や問題点・対策など視野に入れた取り組みのご質問でございます。大震災で家屋等の下敷きになった人々を多く救出したのは、今までの経験値で察しますと家族や近所の人たちであったと報道がされております。大地震や豪雨などの自然現象は、人の力では食いとめることはできませんけれども、災害による被害は、私たちの日常の努力によって減少させることは可能であると考えております。行政による公助はいうまでもあるじゃありませんが、自分の身は自分で守る自助、地域や身近にいる人同士が助け合う互助・共助、こういったものこそが災害による被害を減少させるための大きな力になると考えております。これまでの大地震等を教訓に日ごろから必要な準備をしておくとともに、災害が発生しましたら、落ちついて避難、安否確認等の行動がとれるような訓練や指導・助言を実施していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

①のLGBTでございますが、（1）LGBTについての考えを回答いたします。LGBTと並んでいる最初の三文字L・G・Bは、恋愛対象をどの性別にするか、つまり性的指向性（示す方向）に関する少数派を示し、最後のTは自分の性をどう捉えているか。つまり性自認に関する少数派を示すものであり、この両者を総称してセクシャルマイノリティ、日本語では性的少数派と言っているのではないかと思います。このLGBTのTにあたる性同一性障害は、生物学的な性と性別に関する自己意識、つまり体の性と心の性が一致しないために、社会生活上に支障がある状態だと定義されています。法務省は性同一性障害の人は社会の中で、偏見の目にさらされ、差別を受けてきているとの見解を示しております。また、性的指向がLGBの人々についても少数派であるために、正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえある。このような性的指向を理由とする差別的取り扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状であると言われております。これらのことからLGBについては、我々は、人権にかかわる重要な課題であると認識しております。

2点目の理解と周知についてでございますが、これまで文部科学省からは、性同一性

障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてとか、性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、これ教職員向けでございますが、などの通知文や冊子が出されていて、その都度、各学校に周知しているところでございます。その内容は、性同一性障害の児童生徒に係る実態把握、相談体制の整備、関係機関との連携等から始まり、個別の特有の対応として、服装や髪型や更衣室、体育の授業、水泳、修学旅行などを取り上げ、学校における支援の事例を具体的に示してあります。また、県教育委員会からすべての教職員に配布されている人権を進めるための第47集・48集において、セクシャルマイノリティの項目が位置づけられ、理解及び周知に努めているところでございます。

3点目の講演会や授業の中での話し合う機会を設けてはということでございますが、記憶に新しいリオオリンピックでLGBTと表明している選手が最も多かったということが報じられるとともに、7人制ラグビー女子選手が女性スタッフへプロポーズする様子が放映されるなど、セクシャルマイノリティに対する理解や啓発の糸口が見え始めたように感じております。先ほど述べたとおり教職員に対しては、学校内外における研修において、理解や周知を行うとともに、支援のあり方についても指導しているところでございます。しかし、児童生徒を対象とした講演会や授業での話し合いは、義務教育段階における児童生徒の発達段階を踏まえることや当該児童生徒への影響、当該保護者の理解、性に関する教育の基本的な考え方などとの関係から、軽々と実施することなく、慎重に取り扱うべきものと考えております。一般論を集団指導として行うことによる効果を求めるのではなく、個別指導を生かした実践や、他者の傷みや感情を共感的に受容できる人権教育の一環として、違いは間違いではないという共感的な態度を育て、無理解や偏見等を払拭できる心の砦を子供たち一人一人の中に育てていくことが重要だと考えております。

4点目の男女混合名簿でございますが、男女の性差は生物学的な区別であり、区別は差別ではないと考えます。もちろん行き過ぎた区別が差別につながるようにはしなければならぬことは言うまでもございません。教育において大切なことは混合名簿にするか否かではなく、性差による差別的な教育の撤廃であり、男女が分け隔てなくお互いのよさを認め合い、個性を尊重し、協力して取り組む活動を展開することだと考えております。本町では、各学校ともそのような共通認識をもって、特色ある教育活動に取り組んでいるところでございます。また、性同一性障害の児童生徒については、名簿上は自認する、つまり自分がこっちであるというふうに自認する性別として取り扱うという対応が、文科省からの通知文の中の事例として示されており、現段階では、男女混合名簿が対応策の一つであるとは認識してないところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）



それでは再質問に移らせていただきます。LGBTにつきましては、今、黒田教育長が説明をされたとおりだということです。最近では、このLGBTにつきましては、渋谷区、世田谷区をはじめ宝塚市や那覇市など同性パートナーシップ条例が導入されて、社会的認知は広がりつつあります。現在でも、約20人に2人が性的マイノリティであるというふうに調査結果にも出ておりますけれども、そこで統計上、小中学校のクラスに2人はいると思われるこのことですが、本町でも例外ではないと思っておりますけれども、このような子供たちをこれまでに相談や対応にのったことがあるのかどうなのか、あるか、ないかでお答えください。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

ご質問を受けて、早速、校長会を開いてお尋ねしましたけれども、結論はないということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

結論はないということですね。ところでなんですけれども、NHKが今年の10月に47都道府県の2,600人のLGBT当事者へのアンケートを行っております。そこでですね、大体10代11.9%、20代46%、30代23.2%、それから40代50代と続くわけですけども、ほとんど20代30代がかなり多いわけですね。そして、全国47都道府県すべてにLGBTの子供たちが存在するということが調査でわかっております。だから、全く自分のところはいないんですよと、そういうことは全く1人もいないんですよというのは、それは認識の違いだと思っております。そこで、カミングアウトを子供たちが、自分が自認しているカミングアウトをされた子供たちが、都会と地方では全くその格差があるということなんです。都会の方では80%の方がカミングアウトをされている。しかし、地方では20%台の子供たち、大人を含めですね。LGBTの方がカミングアウトをできないというところで、やはり地方の結びつきの濃ゆさというか、それぞれの特色に応じてやっぱりそこに格差があるんだなというふうに思います。そしてまたカミングアウトした相手は誰ですかということでは、やはり友人が1番多いと。そしてまた、家族や職場の同僚には打ち明けることがなかなかできないということで、カミングアウトの壁にもぶつかったというところでもあります。そしてまたLGBTがあることによって、健康にも影響が出ているというのが、40%近くの方が影響がありますというふうに述べられております。そこでやはり心と体に違和感を持っている性同一性障害の方たちも先生や友達には、なかなか相談ができない状態なので、それぞれやはり今、教育長が仰いました全くそういう相談とかないですよということは、認識がまだまだできてないというところだと思うんですけども。そこで文科省が平成2

7年4月に教職員向けのマニュアルを提示されてましたね。そこでこの教育委員会、このパンフレットのマニュアルを用いて、教職員また教育委員会ではどのようにこの周知を図っていったのか、内容を理解したのか、そこを教えてください。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

横文字がたくさん出てきて、聞いていて混同しますので、分かるためにカミングアウトというのは、打ち明けるとか相談するということですね。日本語でなるべく言ったら皆さん聞いてらっしゃる方わかりやすいかなと思います。そこでですね、この教職員向けのこれは、先ほどおっしゃったように私いないと言いましたけども、今、おっしゃったような理由からこれは潜在的にいる可能性が強いぞと、ただそれをまさに打ち明けることができない、相談できない、言葉で言えない、先生方に言えない、親に言えない、そういう子供がいる可能性が強いから特に子供たちを観察しておいてくださいよとか、あるいは、いじめ調査と同じように無記名で調査します時に、そういうところに項目を入れましょうね、入れてくださいねというようなことで、いわゆる児童生徒指導の一環として、これも含めて指導しております。これだけを指導しているわけではございません。よろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

これは教職員向けですので、生徒用ではございませんので、そこは子供たちにもこういうことで、中身をやっぱり教職員の方たちにもしっかりと周知させていただきたいというのがあるんですが、しかしこの通知書の中には、性同一性障害に対するマイノリティの子供たちの支援とか配慮の必要性が書かれて、記載されてるわけなんですけども、具体的な個々人の支援策や性的指向・性自認に対する差別ですね、そして解消するための人権教育の充実、そして教職員の体制づくりとか、いつまでにどうこうするのかとか、対応を学校施設の改善とか、そういった具体的なことは言及されてないんですね。そこでこれはこういうふうな形でいますから、教職員の方は皆さんそれぞれ周知してくださいね、というところで考えてますので、今後、文科省にやはりこういった問題点とか具体策を明記するとか、そういった考えを要望するというようなことはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

文科省にですか。私たちはやっぱり実態を見てですね、子供たちを指導していく中で、いろいろ問題点等があればそれはいきなり文科省ではなくて、教育長会とかあるいは県

教委を通して相談していくことはあろうかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、県教委、文科省なんかでそれぞれ揉んでいただいて、その上に上げていただくというふうに順を追ってしていただければと思うんですけども。なかなか中身にとっては、まだまだその先生たちにも、周知されてないところがありますので、そのところで、平成26年に文科省が全国の学校へ性同一性障害に係る状況調査を行っておりますけども、本町では全小・中学校での実施はされたのか。お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

平成26年6月に文部科学省から公表された資料ということで、全国に悉皆で何名いるかということでの調査でございましたので、本町からも報告は上がっているものと思います。ちなみに全国で606名の人数ということでの報告がございました。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、長崎県では何名いたのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

この資料からはですね、各市町であるとか、それぞれの県に何名というところまでは読み解くことができません。申しわけございません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

読み取ることができないということで、でも、本町でもそれぞれの学校単位で出されたんではないかなというふうに思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

調査年度が平成25年度に行われておりまして、申しわけないんですが私の手元にその資料を持ち合わせていないので、その部分の人数については、はっきりお答えできないところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今後、おわかりになりましたら、お知らせ願いたいと思いますけども、セクシャルマイノリティの8割が学校でいじめや否定的な言葉を受けているというところなんです、学校現場での対応というのは、まだまだその理解が進んでないというところなんですよね。そこで児童生徒からの相談にやはり学校内がしっかりとサポートしていかなければいけないというところで、サポートチームを作成したり、また支援員会を外部で設けたり、また、児童生徒の秘匿などを留意しつつ、教職員間での情報共感という適切な助言のアドバイスをしていくという、そのサポート体制を整えるということについてはいかがお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ご指摘のとおりそういうサポート体制が必要であると思います。ただ、今こう話の中にあつたところで、当該児童生徒に対する先ほど教育長の話であつた個別の指導の部分、支援とか。それともう一つは、人権を守るという全体に対する分と大きく2つで考えているところです。その中で、相談体制の整備というのは、事こういうセクシャルマイノリティに対する相談体制というだけではなくて、子供たちの困り感の一つとして、それを捉えて支援していくということになろうかと思ひます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、でもLGBTの子供たちはやはりまた、違った一般、相談の内容としても個別に一般的にその個人として、相談をできる体制を整えていかなければならないというふうに思ふんですね。なかなかその今では、親や友人、そしてまた学校内の先生たちにも、なかなか相談できない状況でありますので、やはりしっかりとサポートチームの体制を整えていく必要ではないかなと思ひます。ところで、LGBTの子供たちは、当該がなかなか違和感を持っているということに対して、その確かな情報を知らないというところなんです、医療機関との連携を共有していきながら、対応していかなければいけないというところがありますので、そのあたりは本町としては、医療機関との体制といたしましうか、どのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

まず、本町のすべての小・中学校には、相談員を配置しておりまして、そういう相談を受けやすい状態、支援体制という入り口を整備しているところです。また、そのよう

な相談があった際には、学校から医療につなぐということもございますが、スクールソーシャルワーカーを町に配置いただいていますので、そこもつなぎながら、他機関との連携というの、他の事案についても進めているということです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、この性同一性障害の割合が、数千人から数万人に1人とされてるんですね。なかなかほとんどの方が、世間体やいじめとか、偏見を恐れてそのジレンマの中で、家族や友人にも相談することができないというところで、医療機関を受診する人がかなり少ないということなんです。そこで医療体制しっかりとそのスクールサポーターでしっかりと、学校外でもその機関を連携していかなければ、医療機関と連携をしていかなければいけないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。そこで、このLGBTにつきましての、その教育出張授業を行っている団体があります。大学生が20代の大学生が中心となって、行っているんですけども、その例えば、小さいころから自分の心のジレンマですごく悩んで、苦しんできたその子供たちが思春期を迎えたときに、どうしてもその違和感で理解がされずに、例えば自殺に至ったとか、そしてまた社会的な理解がないために大学生になって、友人に公表した後に自殺を図ったというような事例もございます。それで性マイノリティについての学校での周知、理解を深めるために、・・・また教育出張授業などを行っていく、子供たちにこういった、また違った性マイノリティの子供たちもいるんだよというようなことで、この出張授業などを開催とかいうことは、予定にございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

先ほども申しましたように全体として、一斉にというふうないわゆる性マイノリティに関する指導は、現在のところ考えておりません。ただ、性教育の中の1つの項目として、LGBT等も含めての指導は現在も行っているし、これからはよりきめ細かに行っていかなければいけないじゃないかなと。先ほどその受診してないとおっしゃってるけど、子供がすぐ病院に行くわけじゃないですよ、やっぱりその子供の小さな変化に気づく親御さん、そして学校、だから私は、学校には小さな異常さに気づく感性を持ってほしいと。例えば、子供が朝から制服を着て来たとしても、学校では着て来たという姿しか見えませんよね。しかし、家庭ではどうしても制服を着たがらないと。どうもうちの子はこうなんですということを情報として、教員と共有していただければ、その子をきめ細かに見ていくし、指導もできるし、さっきおっしゃったようなことにも早期に気づくだろうと思うんですよね。だからそういうきめ細かな指導をやっていきたい。出前授業とかそういうことじゃなくて、性教育の中の1つとして取り上げていききたいというふ

うに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

この立教大学での出張授業なんですけど、現当事者LGBTの3人の方がこのようにおっしゃってます。Aさんは、戸籍上女性です。心は男性です。女子トイレに入るのは苦痛で、自分が抱える問題に直面し、遊びにも影響し非常につらかったと。Bさんは、戸籍は女性。幼稚園のころからスカートよりズボンが履きたかったと。高校生までに同級生の女の子が好きになったことで、自分のセクシャルマイノリティに悩みはじめ、現在は男性として就職活動をしていると。C君は戸籍上は男性ですが、心は女性。幼稚園のころから男の子が好きになり、中学生では意識して、友人とうまく付き合えなかったと。気がつく仲間外れにされていて、大学生になって男性が恋愛対象だと自覚して悩んで、カミングアウトしたら真剣に友人が受けとめてくれて救われたと。このような報告があるわけなんですよね。幼稚園のころから本人は、どうしてもこういった、自分がその自認をしていると、自認をしてるかどうかもまだそのときはわからないかもしれませんが、そうやってかなり苦痛のまま、言葉で発しないということは、先生たちもやっぱり気づくことはなかなか難しいと思うんですね。そこで参加者の感想なんですけれども、小学生の感想があります。自分もずっと悩んでいたと、そして自分らしく生きていいんだということが、小学生でわかったと。この授業でわかったそうなんです。大学生では、LGBTについて保健体育で教えていただけないと、思春期でも誰でもが異性を好きになるんだよということを教えるんだと。自分はおかしいんじゃないかというふうに思ってしまう。ステレオタイプができ上がってしまう。そういったところで、感想が上げられてますが、やっぱり文科省の指導要領とか、多様性を認める教育支援ですね、教育体制というのは、しっかりしていけないといけないと思いますが、もう一度。

○議長（内村博法議員）

安部議員、質問は簡明にお願いします。黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

質問の中身がちょっと。今おっしゃった子供たちへの指導ですね。それですけども、ちょっと今の話を聞いて思い出したんですけども、今、時津町と長与町、両町で毎年ですね、交互に今年は本町で、人権教育研究大会をやってるんですよ。その講師がまさに今、議員さんがお話しされているその内容にぴったしの方を交渉して、多分、実現すると思いますが、2月初旬でございます。いずれ又案内きますけども、これは教員だけではなくて、一般の方にも呼びかけてやっております。時津と長与、交互にやって今年は今言ったことのお話を町民の方にも一緒に聞いていただこうと。そこでかなりヒントが得られるのではないかなというふうに今思ったところです。

○教育長（黒田義和君）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、私も是非、お伺いしたいと思います。そこで先ほど教育長が、この差別ではなくて、区別、行き過ぎた区別はいけないということだということをおっしゃったと思いますけれども、この先ほどの教職員向けのパンフレットにも、やはり呼称でも校内文書を見学生徒が希望する呼称で記してくださいとかですね。そして自認する性別で名簿上取り扱ってくださいとこういうことをしっかりと書かれてるわけですよね。そこでその男女混合名簿を導入する必要はないんだというふうに先ほど言われたと思うんです。これはどうでしょうか。このことがパンフレット上、文科省もしっかりとしてくださいということで提示してるわけですので、男女混合名簿として、しっかりと性マイノリティの方たちに取り扱いをするということをもう一度お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

男女混合名簿は、男女をミックスした、混合した名簿ですよね。この今おっしゃったのは、本人が自認する性で名簿上扱ってくださいというそういう事例を示してあるということですから、本人が男性であると言えば男性の中に入れていいんじゃないですかね。混合名簿は、それをミックスする形になりますよね。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

例えば、入学式や卒業式とか、朝からの健康チェックなどでは、どうしても男女別々に名簿を使うというところで、性マイノリティの子供たちには、区別という自体がもう差別なんですね。それで苦痛に感じるので、そこを例えば、男の子、女の子と区別とまた、あいうえお順にする2段階での差別になってしまいますので、そこをただ男女混合で呼ばれることによって、またそこは自覚をわざわざしなくていい。ストレスを感じなくていいというところなんです。

○議長（内村博法議員）

内容を確認するため発言を許します。

○教育長（黒田義和君）

多分、5回目だと思うんですけども、回答がほとんど同じだったので、そのように思われたかもしれませんが、今、全国のいろんなところの、都会の色んな話もして、長与町ではという論法だろうと思いますけども、安部議員さんは、小・中学校のいろんな行事に足しげく参加していただいて、子供たちを励ましていただけてますよね。もうそれについては、本当に私、感謝申し上げます。子供たちはやっぱりそういう応援、励ましによって、よしさらに頑張るぞというようなことで成長していくんだと思うんです

ね。そういう本町のですよ、本町の子供たちの実態を見られて、なおかつ、混合名簿がというふうにおっしゃるその根拠といいましょうかね、背景といいましょうかね、それがいまいよく理解できない。本町、本町の教育行政の中でこれを生かしていこうとしたときのその背景、そこらあたりをちょっと説明していただければ、私も答えようがあるんですけども、答えがいつも同じだから、多分、質問されてると思いますけども、その背景なりよろしかったら。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長の発言は、質問の趣旨、内容、背景及び根拠を確認するための反問であると認めます。安部議員は、ただいまの反問に対して答弁を求めます。

安部議員。

○3番（安部都議員）

その根拠なんですけども、私はですね、長与町の子供たちは健全に、皆さん、教職員の皆さん方は一生懸命取り組まれて、それぞれの体制もいろんなことを視野に入れて、懸命に頑張っておられるところは私も認めます。しかし、目に見えない、そういった子供たちに対する体制づくりというのは、やはり今現在の本町におきまして、そういった相談事例もありませんよというようなことで、おっしゃってましたので、そういった子供たちの個別な人間的に対する配慮がやはりそういった体制が必要じゃないか。そのための一つの手段として、男女混合名簿があるんですよ。そしてこの中で、しっかりとあいうえお順にでもですね、本人が意識しないでもいいようにそういった混合名簿を取り入れるということも手段ですよということまでしてあるわけです。だから私としては、黒田教育長がいかにかここで、どうしてその関係ないのかということが私はわかりませんので、理解をしづらい。ここでなんで拒否をされるのかがわからない。そこを教えてください。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

私は関係ないとは言っていないですよ。関係ない、現在のところ混合名簿の導入は考えておりませんと、こう言ったんですよ。関係ないとは、絶対言っていない。そこは誤解ないようにお願いします。おっしゃるように校長会で、やっぱり現場の声を優先したがいだろうということで、校長会で聞いたんですよ。いろいろ学校の、学校の教育活動というのは、多岐にわたりますからね、いろいろありますから、中学校は、いやそれはちょっとっていうことで。小学校も現状のままでいいという、私は校長会の意見を大分尊重したつもりでございます。ちなみに九州の各県いろいろ調べてもやってる県は、大分とか熊本県はやっております。これはやってないところも半分以上あるんですよ。特に中学校あたりは、ほとんどやってないという実態なんですよね。そういうことを鑑みて私はこういうふうになんか答弁してる根拠は、現場の声を、現場力を優先させた



いうことでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

時間がありませんので、今後、その点については、小学校から始めていくということでもよろしいですので、しっかりとそこのところ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは災害時についてに移りたいと思います。この要支援の、熊本の災害被災地を見てわかったところは、やはりその災害が発生したときにすぐに、災害対策本部は、稼働できないというところですね。早くても2、3日はかかり、物資も3日過ぎにしか届かないということがわかりました。その間、安否確認、要支援者の安全場所への避難、生き伸びるための食糧や水、避難所の空調機器や毛布などの設備の不足ですね。それからバリアフリー、トイレ問題ということが焦点となってきておりますけれども、本町でも、東日本大震災は、熊本地震で活かされていなかったというような声も上がっております。本町でも指定避難所というものは、対策は、今のところ十分でしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。まず、指定避難所でございますけども、本町におきましては、指定避難所として26カ所ございます。それからその場所につきましては、防災マップ等に記載をさせていただいておりますので、そこを確認していただければと思っております。ただ、今言われましたように、バリアフリー化等の問題等につきましては、福祉避難所を新たに2カ所設置させていただいております。そういうふうないろんな障害をお持ちの方、そうでない方も含めて、もちろん障害をお持ちの方に対しては、そういうふうな施設等を活用していただくような形で考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

福祉避難所は、現在のところ幾つ予定をされてるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

福祉避難所につきましては、長与本町では今2カ所で設定をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

2カ所は、どこどこでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ちょっと固有名詞になりますけども、のぞみの杜さん並びに特養のかがやきさんというところに2カ所設定をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

のぞみの杜さんとかがやきさんですね。ところで、指定避難所も福祉避難所も熊本では、なかなか避難所が1,700を超える事業所と福祉避難所との協定があったんですけども、実際、地震が起きたときには1割しか稼働してないんですね。要するにほとんどの方が福祉避難所としてもやはり避難はできなかったという現状がありますけれども、町民の方たちもどこに避難場所があるのか。指定避難所がどこにあるか、福祉避難所がどこにあるかもわからないというところなんですけれども、今後、周知としてしっかりと町民にはどのように対策をとっていくのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

周知の件でございますけども、防災マップを本年6月にも最新版の方を全戸配付をさせていただいております。また、各自治会並びに自主防災の施設におきましても、ちょっと大きめのわかりやすい形での防災マップも掲載させていただいております。今後ともあらゆるメディアを使いまして、周知を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

指定避難所などについては、去年の3月、仙台市で開催された国際防災世界会議というものが注目され、新たな防災の考え方というのがインクルーシブ防災というのが、原点として普及されております。これについて今後、防災や減災のまちづくりにとって重要でありますというふうにあるんですが、本町としてのインクルーシブ防災についての見解をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

インクルーシブ防災という言葉でございますけども、なかなかこう聞きなれてないと

というのが、正直なところでございます。ただ、インクルーシブ防災というのは、確認をしましたところ、障害者の方を含むあらゆる人の命を支えていこうという新たな防災の考え方というふうに書いてあります。それでまたこのことに関しましては、特に障害者の方を対象としまして、障害者インクルーシブ防災というような形になっております。先ほど、議員さんおっしゃられましたように2015年の3月に第3回国連防災世界会議というのが仙台市で開かれております。この中の一つの成果としましては、国連の防災世界会議の本会議において、障害者の方と防災をテーマにした公式のワーキングセッションが初めて設けられたということ。それから複数回にわたり本会議のセッションやサイドイベントにおいて、障害者の方が直接登壇し、障害者インクルーシブの防災の重要性を訴えられたということ。それから障害者の方が防災の重要なステークホルダーの一員として位置づけられたということで、これが世界的な会議の中で発言があったということが重要であるということを書いてあります。本町としましても、今後もあらゆる制度並びに施設等工夫しながら障害者の方も一般の方もそういう避難所生活に熊本のほうの地震もありましたけども、そういうのも教訓にしながら、種々努力をして参りたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その避難所の中で、ちょっと問題点となりましたのが、食糧不足とマンパワー不足なんです。そこで熊本では、熊本学園大学が中心となり一般避難所を指定避難所とすぐに緊急的に変えまして、そこで学園大学、大学長と理事長の英断なる決断によって、先生と学生さんたちが若い大きな力を発揮したということもあります。本町では、県立大学との連携がございしますが、このような災害時の連携はどのようにとっていかれますか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほどもちょっとお答えさせていただきましたけども、あらゆる機関との連絡協調をとっていきたいと考えてます。ただ、熊本の地震、それから東北の震災におきましてもそうですけども、一時期逆に、言葉は悪いですけど、大学自体が、例えば被災に遭われたりとかそういうことになってきた場合には、そちらの先ほどから申しあげましたように自分の身は自分で守るのがまず第一でございますので、そこに関してはそのことのあるその状況に応じて、対応させていただきたいと思います。今後ともそういうような意味で、研究をさせていただければと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

先ほどのインクルーシブ防災につきましては、やはり体制づくりですね、しっかりとしたものがつくられていかなければならないんですが、そこで要支援者の詳細な対応要領や計画策定ということが重要なんですね。そこで策定するためには、障害者団体の意見をしっかりと聞いて、ニーズに答えていかなければならないというふうに思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

これは一例でございますけども、実は今月ですね、手話サークルの方と聴覚障害者の方に対する協議会と言ったらおかしいんですけども、そういう話し合いをする場を設けております。その中でも十分、聴覚障害者の方に対するどういうふうな避難の方法とか、避難の手段とか、そういうのも十分協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

手話サークルさんとの話し合いをされるということなんですけども、障害に応じては、重度の人工呼吸器なども必要とされるお子さんや発達障害の子供さん、また小さい乳幼児を抱えた親御さんたち。さまざまですねそれぞれの対応が必要になるんですね。だからそのプロフェッショナルの方たち、熊本ではやはり20人の障害者に対して、やっぱ20人の方がしっかりとつくというような体制づくりを行ってるんですね。だからそれぞれの指定の避難所場所で、一般避難所が指定の福祉避難所とも開設できるような形ですぐにとっていかなければいけないということで、インクルーシブの計画策定、対応要領をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それから仮設住宅の問題ですね。まずこれも提起されました。重度障害者の方が外には仮設住宅のスロープがあっても、家の中の間口が狭くて、トイレも使えない浴室も使えないなどのいろいろな問題が出てきております。これについて国・県・市・町との連携が必要だと思っておりますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

議員さんのご質問の中で、応急仮設住宅の建設でございますけども、まず、これにつきましては、災害救助法が適用された場合に原則としましては、知事がこれを行うということになっております。ただ、知事から委任された場合には、町長が知事の補助機関として、応急仮設の建設を行うということになっております。先ほど言われましたように災害の中の障害者の方に関しましては、福祉の仮設住宅も建てることできるように

なっておりますので、これは県の保健部との連絡調整をとりながら、それに対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

しっかりとやはり国からの支援ですね、その仮設住宅を建設するときに、国からの補助金というのは、国・県の補助金というのはどのような割合になってますか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

国・県の補助金でございますけど、これは先ほど申しましたように県知事が行うということになっておりますので。ただ、それぞれそれを町が委任を受けるということになります。国が2分の1、県が4分の1ということで、そういうふうな形で建設に関する補助を受けるようになっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。きめ細やかで福祉避難所・指定避難所などもそうやった仮設住宅なども対応していただきたいというふうに思ってます。そこでインクルーシブ避難所として、この熊本では益城中央小学校での避難所が非常に国交省の成功避難所として、例が挙げられてるんですけども、置かれた立場で避難所の中でも、おのおのができることを置かれた立場で場所で、役割を果たしてお互いに思いやりをもって避難所生活をやっていくと。そして問題が乗り越えることができたというところで、大変、成功例として挙げられていますけれども、こういったことでやはりしっかりと災害が起きたときの通常の生活に戻るための復興に向けたロードマップというものが、重要となりますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

地域安全課としましては、まず避難者の方に対して仮設住宅であつたりとかいろんな支援等を行いまして、あとは県の先ほど申しました保健部との連絡をとりながら、どういふふうな後の支援ができるかということで、もちろん復興に基づきまして、あとは、例えば、災害弔慰金だったりとか災害障害見舞金、また、災害援護資金、被災者の生活再建支援法に基づきまして、住宅の復興に対する補助等を行うようになっております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

災害はいつ来るか、やってくるかわからないというところで、だれも予測はできないわけですので、これからいつでも地震、災害が来ても構わないというようなところで、意識、危機意識。そしてまた備えあれば憂いなしというところで、本町の対策としてもしっかりと今後また体制を整えて、インクルーシブ防災、インクルーシブ対策を行っていただきたいというふうに思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時50分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第43号、長崎縣市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第43号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第43号、長崎縣市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第44号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では、補正予算について質問いたします。説明書の27ページ、26、27になりますけれども、農業振興費の中の工事請負費、1,400万ありますね。これについては平木場の改善センターの建物じゃないかと思うわけですが。これについての歴史的なものとか、背景、あるいは今までの成果ですね、立派な農産物の確保をしてきたと思うわけですが、それと行政で支払う費用としての位置づけといいますか、それについてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。ご指摘のように旧加工所でございます、三根郷でございます加工所でございます。出来たのが、昭和56年で築35年というような長い歴史がございます。当初は、農村の生活環境改善ということで、農村の女性ですね、加工所としまして味噌とか漬物とか、そういうことで女性の活躍の場といいますか、2次所得というようなことも含めましてですね、建築をされております。そして成果といいますか、昭和60年代だったと思っておりますけれども、イチジクジャムっていうのを開発させていただきまして、当時県知事賞も受賞をしたような流れになっております。数々の商品を開発をしていただきまして、特に味噌は現在も小中学校の給食でも使用していただいているような状況でございます。そしてご存知のように昨年度、岡郷でございます直売所まんてん横に新築移転させていただきました。あと1点は、これは三根郷の解体費用に1,400万ということで、ここはご存知のように借地でございました。地権者の方もいらっしやいまして、更地にしてお返しをするということで、こういう金額を計上させていただいたところです。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私もちょっと同じところでお伺いします。まずはこの解体の建物の大きさですね、がどういふものなのかですね。恐らくあのプレハブだったというふうに思うんですけども、使われている素材ですね。そういう部分と地権者がおられるということで、土地を違う活用をしようと考えておられるのか。その辺がよく分からないんですけども、その辺も含めて、1,400万の負担ですからね。他に違う形での再利用というのが考えられなかったものなのかですね。その辺も含めて、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

造りはですね、鉄骨平屋造りでございまして2棟建っております。合計で313平米という建築でございまして、坪にしますと94.7坪となっております。

それから、地権者の方とお話ですけれども、後利用のことも含めましてですけれども、築35年ということで、そういう交渉をしていく中で残しましょうかとかそういう話もしたところでございますけれども、借地をしてきたわけでございます、加工所という目的を終えております。ですからとにかく地権者の方にお返しをするということになってきたわけですが、そこでのお話の中で地権者の方がもう解体をしてくださいというようなことございましたので、こういう経緯になったところでございます。ですから再利用という、そういう検討はさせていただいておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そしたら、もともとこの建物自体は町の建物だったのかですね、そこら辺をもう一度確認させていただきたいのと、鉄骨なら築35年、確かに30年以上経ってますけど、鉄骨ならまだまだ利用価値があるのかなと、ちょっと思いますが、なかなかそうですね、地権者もいるということで、そのやっぱり協議が、加工所にはですね、違うところがあるということで、違う形での利用というのが、本当に出来なかったのかですね。その辺、協議された中身なんか分かれば改めて教えていただきたいというふうに思います。

質問が3回までなので、7ページでのところでも質問させていただきます。13款の4項の土木費、国庫補助の中で道路、道路橋長寿命化安全確保補助金ですね。これちょっといろいろ見てみますと、28年度までの補助事業のような感じを受けております。それで、今年度、28年度の9月の補正ということで、引き続きこうした補助が受けられるのかどうかちょっと分からないので、この補助で町が予定しているこの長寿命化の事業がどこまで進むのかですね。大体予定しているところがこの補助金で、大体終わるというふうな目安なのか、まだ残された部分があるものなのかですね、残された部分があるならば、どういう対応をされていくのか。以上、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

農産物加工施設ですね、旧のことですけれども、当時この建物はですね、国事業で建てられてまして、昔、構造改善事業というのがございましたけれども、そういう事業を活用させていただいて作っております。ですから当然、町の建物ということで現在まで管理をさせていただいたところです。再利用の話が出ておりますけれども、耐用年数と



しては過ぎているということで確認をしているところなんですけれども、地権者の方とのお話の中では、町の方も継続して利用しますと当然借地料というのを毎年お支払いをしてきたわけです。これをずっと持つておきましても、また借地料がかさんでくるということで毎年お支払いをせんといかんという形でございます。で、既にその新しい加工所ができて供用も開始しているということでございますので、早期に解体をしまして、地権者の方にお返ししたいということでこういうことになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

7ページの道路橋梁費補助金、これについてお答えをさせていただきます。道路橋梁寿命化による安全性の確保補助金につきましては、今後も整備計画等々見直しまして、今後も長期的にさせていただきたいというふうに考えております。現在、今年度は本川内橋の方を、橋梁の方の修繕等々を行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第44号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第44号は、会議規則第46条第1項の規定によりまして、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第45号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第45号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第45号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第46号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

喜々津議員。

**○11番(喜々津英世議員)**

説明書の6、7ページを。11款3項6目、歳入欠陥補てん収入、耳慣れない項目でありますけれども、この件でお尋ねをいたします。今年の第2回の定例会で国保会計の補正予算第1号で前年度繰上充用金9,317万円が計上されたわけでありましてけれども、今回の補正は繰上充用金に戻し入れをすると、203万3,000円に戻し入れをするというふうに理解をしておりますけれども、この6ページにありますように、まだ残が9,113万7,000円残っておる。これの繰上充用した分の精算、どういう形でやっていくのか、それからこの精算が、戻入が完了するのが大体いつぐらいになるのか、これについて見解をお尋ねいたします。

**○議長(内村博法議員)**

志田健康保険課長。

**○健康保険部長(志田純子君)**

喜々津議員さんのご質問にお答えします。平成27年度長与町国民健康保険特別会計で1億666万9,299円の財源不足となり、その際の原因として、税収の減少、交付金等の見込み額と実際の額の差、保険料給付の伸びを原因として上げさせてもらってまいりました。以上のことを踏まえ、今年度の現在の取り組み状況について、まずご説明をしたいと思います。

今年度の収納状況ですが、平成27年7月、28年7月を比較すると、現年滞納ともに収入率は向上しており、今年度の年間収入を昨年度より5,793万円の増と見込んでおります。次に保険給付金ですが、平成27年7月、28年7月を比較すると4.1%減少しており、年間の保険給付額を29億7,998万円と見込んで、27年度決算の31億329万円より1億2,300万円ほど減少します。これに伴い、平成28年度の国などの交付金も減額される予定になりますが、収入も減額される予定になります。それを差し引いても支出が約6,000万円ほどは減るんじゃないかというふうに見込んでおります。次に、国等の交付金の返還金なんですけれども、この返還金が例年4,000万ほどあってまいりました。今年度は、昨年度、医療費の伸びとかがありまして返還金がなく、逆に追加交付ってということで790万円交付していただいております。それを考えると、27年度に比べ実質5,500万円ほどの支出減少になると思っております。

ます。今まで述べました額を合計しますと、1億7,290万円ほどの増額を見込んでおります。一応、1億7,000万ほどの増額と見込んでいるんですけども、昨年のように年度後半から医療費が急激に伸びると、また厳しい状況になるかというふうに考えております。この医療費というのは、本当になってみないと分からないという部分が多々あります。特に冬場、インフルエンザの流行等とか、そういうのが突発的に起こりますと非常に厳しい状況になります。その他、町ができる対策として、保険者努力支援制度の交付対象になるように、現在、特定健診特定保健指導の実施率向上に向けて、町一丸となって今取り組んでおります。

喜々津議員のご質問の時期について、いつまでに返済できるかっていう具体的お答えはできない状況ですけども、引き続き収納推進課と連携し、収納強化を図るとともに、特定健診の受診率を上げ、疾病の早期発見、早期治療を行い、保険給付の伸びを鈍化させるように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第46号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第47号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第47号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第48号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第49号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第49号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第50号、平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それではですね、決算書の中で見ると72、73の賦課徴収費のところでお伺いしたいというふうに思います。詳しくは、主要な成果に関する報告書の24ページの収納推進対策事業のところ、この中の後半の説明部分、下段のですね、説明部分で、滞納者に対し給与、不動産、預貯金等の差し押さえを132件、債権額に対し367万746円の収入が得られたということとなっております。それで、132件の差し押さえの内訳ですね。預貯金が何件で、に伴う金額、給料が何件でそれに伴う金額、と不動産の件数と金額をお教えていただきたいと。それとあわせてですね、先ほどちょっと国保会計のところでも説明がありまして、国保の滞納分も差し押さえについては、収納推進課の方で収納されているということで、その国保の内訳ですね、ここの中に国保の国保税の部分が入っているのかですね。入っていれば、その分も教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

今の質問に対してご説明させていただきます。まず132件の差し押さえ、これは差し押さえ人員数という形になっております。人員数につきましては、給与につきましては14名の方、それで不動産につきましては7名の方、あとは国税還付金を差し押さえさせていただいた方が9名、あと年金の差し押さえにつきましては5名、動産の差し押さえを1名、家賃の差し押さえを1名、あと交付要求等による差し押さえが9名、預貯金につきましては88名の方の差し押さえをさせていただいております。この合計金額367万746円の収入が得られておりますが、今のそれぞれのですね、すいませんが金額については合計で捉えておりましたので、ここに情報的に持っておりませんので、そういう回答をさせていただきたいと思っております。

また先ほどお話がありました国民健康保険税につきましては、我々の方で差し押さえする分と、健康保険課の方で差し押さえする分がございまして、当然今お話しした中に国民健康保険税の我々が対応した分も、その中に含まれてる分はございます。それにつきましては金額的には、全体で60万程度がその中に含まれておりますが、それとは別に健康保険課の方で独自に差し押さえ等をするとなっておりますので、収納推進対策事業の中で述べさせてもらったものにつきましては、収納推進課が対応させていただきました分となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうであれば、国保のところでもお伺いしますけども、そうするとこの収納推進課で国保税の滞納の件数ですね。この60万に対しての件数を教えていただきたい、でその区別ですね。どの給与だとか不動産、預貯金に該当するのか分かれば教えていただきたい

いと思います。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

お答えさせていただきます。先ほど全体的な差し押さえにつきましては人数でお答えさせていただいておるんですが、今手持ちの資料によりますと国民健康保険に関しましては件数でちょっと述べさせていただきます。件数につきましては、27年度は26件、差し押さえをさせていただいてる状況でございます。以上でございます。

失礼いたしました。内訳でございますが、預貯金が2件、給与が5件、国税の還付金が2件、年金につきましては5件、家賃につきましては12件、先ほど言いましたようにこれ件数になっておりますので、人員数とは若干増加傾向にございますが、了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

決算書の説明書22、23ページの中で、この土木使用料の中に2節、都市計画使用料の中で、テニス広場使用料がありますけれども、総利用者数でどれだけあったのか分かればよろしく願いいたします。それと下の方の6の教育の中での3節の社会教育使用料、文化施設がありますけれども、これたくさんあると思いますので後でよかったですら表でも頂いてお願いしたいと思っております。まずはテニスの広場の総利用数ですね、利用者数だけよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

テニス広場の使用料でございますが、平成27年度で人数的に申しますと2万5,664名の方がご利用いただきました。収入といたしまして、27年度で513万6,460円が収入という形になっております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

25ページのし尿収集手数料、748万2,380円ですかね、備考欄に記載がされておりますけれども、これに係る世帯と申しますか、戸数と申しますか、当然仮設トイレ等の手数料も含まれているとは思いますが、そこを除いた世帯数について教えてくださいたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

お答えいたします。27年度中に汲み取りをした世帯数ですが、仮設トイレ等を除きまして、200件でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは支出の方で117ページでし尿処理費として、支出済額で4,270万6,530円記載がされておりますけども、単純にここの財源内訳とすれば先ほどの手数料と、この差額約3,500万程度なるんですが、この差額については、一般財源で単独費ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

そのようにご理解していただいて結構です。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第50号は総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第50号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第51号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま、総務文教常任委員会に付託しました議案第51号は、会議

規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜々津議員。

#### ○11番(喜々津英世議員)

決算書の何ページということではなくて、この1億700万近くの赤字になったということでありました。先ほども若干これに触れられたと思いますけれども、27年の第4回定例会、12月の議会で、国保税が引き上げがなされたわけでありましてけれども、その会の委員会審査の会議録をちょっと見ておりましたところ、こういうことが書いてあります。27年度においては一部の制度の改正が行われ、収入増が見込まれたことにより、現行税率での収支の見通しが立ったので、税率改定は見送った。ということが12月のこの委員会審査の段階で答弁がなされておる。にもかかわらず、決算は1億700万ばかりの赤字。12月議会から残り第4四半期3カ月間の中で、1億700万の赤字になったと。だから相当な理由がいろいろ複合的な要因があったろうと思いますけれども、まず、これについてですね、どういう要因があったのか等について、お聞きをしたいと思います。

#### ○議長(内村博法議員)

志田健康保険課長。

#### ○健康保険課長補佐(志田純子君)

それでは、喜々津議員さんの質問にお答えいたします。まず、収支の不足の主な原因として歳出面なんですけれども、保険給付費の伸びということで、先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、平成26年度は30億5,066万3,000円かかっております。平成27年度は31億3,29万3,000円かかっておりまして、約5,263万円の増加がっております。ただし、この増加の部分で、3月から11月までの月平均の給付費というのは2億3,991万円だったんですけども、11月から2月まで、後半ですね、月平均が2億5,577万円ということで、1カ月に直すと1,580万円の増加がっております。このあたりで、後半に大きく伸びたってということで、6,350万円伸びております。

一方この給付費に対してですね、療養給付費負担金等の国庫負担が措置されておま



すが、算定の対象月が3月から11月までということになっております。それを考えると先ほど言いました前半期がそんなに大きな伸びはなかったと。この対象月後の後半期に大きな伸びがあつておりますので、療養給付費負担金等の国庫が反映されなかったというところも大きく関係しております。

あと収入面なんですけども、交付金等の見込み額と実際額の差ということで、県の調整交付金の見込み額を当初1億9,638万8,000円を見込んでおりました。実際、交付額は1億7,321万3,000円ということで、3,477万5,000円の差があつております。それとあと療養給付費の交付金ということで、見込みを1億7,201万2,000円としてたんですけども、交付決定額は1億5,381万7,000円ということで、1,819万5,000円の差があつております。12月の段階で、この調整交付金等が見込めなかったというのはそれなりに理由がありまして、この調整交付金は県内の21市町村の方からの状況を勘案して、そしてその3月に交付されてます。ですから12月に各市町村の状況が出てないためにはっきりした額が確定できなかったつていうのがあつていましたので、ここら辺の見込み違いというのがやはり出てきてしまったというのは否めないところかと思つております。

喜々津議員がおっしゃるように12月の議会、委員会の中で、やはり見込みがつていうところもあつたというのは事実かと思いますが、今後はそういうところも踏まえて、県ともっと連絡調整を密にしていくつていうことと、早い段階からもう少し細かく精査をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

#### ○11番（喜々津英世議員）

この件は、どうせ所管の方でも審査をされますので、これで終わりたいと思つます。

もう1点が、この28年、29年度は国保税の改正がなされまして、一定見込みが立つたということもあるかもしれませんが、いずれにしても国保会計というのは非常に厳しい状況にあるということはもう事実だろうと思つます。そこで、27年度の決算を見ますと、監査委員の報告でもありましたけれども収入未済額が約2億2,200万、26年度比で300万減少したと。一定の効果があつたというふうに読み解くことは出来るわけですけども、不納欠損を見ると700万円が1,400万。不納欠損として処理をした、倍増しておるということになります。2億2,200万と1,400万を足しますと、昨年の収入未済額の合計よりも上がつています。そういう勘定ができるわけですね。したがつて、収納推進専門員という専門の方を採用されて、その効果は恐らく28年度、29年度、これから出てくるというふうに理解はしておりますけれども、やはりこれはもう、2億台でずっときております。恐らくこの1,400万、今年不納欠損したのでこれからは安泰ですよというわけにはいかないと思つます。

そこで、所管課挙げて、やはり収納推進対策を講じることが必要であろうかと思つま

す。それと、27年12月の委員会審査の中でも、この国保の未申告の世帯が228世帯もあると。これがちゃんと申告していただければ、7割減とか5割減とか、こういったことになる可能性が高いと。そうすると収入未済額も当然減ってくるわけですので、そういった未申告世帯への対応もしっかりとやった上で、トータルとしてこの収入未済額をいかに減らすかということについて、努力をやっぱりしてもらわんと、保険料を上げる時にこの収入未済額を回収すればいいじゃないかという論法もあったというふうに記憶しておりますけれども、やはり、そこら辺について、収納推進専門員の知恵を借りながら、徹底したこの滞納対策というのを採っていただきたいと思います。これについて、どういうふうに考えておられるのか。この2点です。未申告世帯、それから収納推進対策、これについてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長補佐（志田純子君）

まず初めに滞納対策ですが、平成27年度から収納推進専門員を雇用し、収納強化に努めてきました。27年度の方針として、専門員の指導の下、滞納者との交渉機会を増やし、生活改善型の納付交渉に力を入れてきました。その結果ですね、分納契約数も前年度より100件以上の増加となっております。あと収入の聞き取りを行い、その上で納付状況の改善が認められない懸案に関しては、徹底的に財産や収入の調査を行いました。厳正に調査を行った上で、地方税第15条、18条に則り、無資産、生活困窮、所在不明等の理由により、今以上の徴収が不可能と判断したものを次年度に繰り越さないために、不納欠損処分というふうにしております。不納欠損は滞納縮小のためにも、徴収と同等に積極的に取り組むべき業務であり、収納推進を中心に27年度は特に力を入れて取り組みました。1,441万という大きな不納欠損になりましたが、年々増加し続けていた収入未済額を数年ぶりに300万円減少させたところはあるかと思っております。今後も収納推進専門員さんは収納推進課の方に籍を置いていただき、活動してもらっておりますが、健康保健課も一緒になって収納の強化に努めていきたいと考えております。

次に未申告者の対策ということですが、27年度末の未申告者の世帯はですね、6月の当初賦課の時点ではですね、約230世帯でした。その後ですね、転入者が1月1日に住んでいる市町村への所得照会とか、あと郵送によって本人への申告の依頼、その他に窓口手続きに来られた方で未申告であった場合は、直接提出依頼を行い、最終的に現在94世帯まで減っております。まだこの94世帯の方が未申告の状況ですので、今後も引き続き税務課と連携して、未申告対策等に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第52号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第53号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第54号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に日程第14、議案第55号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第55号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第55号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第56号、平成27年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第56号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、9月23日までに審査をするよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第57号、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

1点お聞きします。

決算附属書類の14ページに、年間の総処理水量についてお伺いしますが、処理水量については不明水がここ数年100万トンを超えていたということで、それが大幅に減少していますが、その原因は決算意見書を見ますと、その処理場内返流水のダブルカウントということで記載されていますけれども、ちょっとこれだけでは分からないので、よければ詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（内村博法議員）

濱下水道課長。

○下水道課長（濱伸二君）

金子議員のご質問にお答えいたします。

返流水ということで初めて出てくる言葉だと思われませんが、処理場の処理をする過程の中で、最初に流入するとこの初沈がありまして、次の所に行く所に沈殿池に行く所の間に流量計を現在設置しております。それで処理をする過程の中で水と汚泥と分かれる工程がずっとありまして、汚泥を絞る際に出てくる水が流量計の手前に戻ってくるということが判明いたしました。それが場内で回っていると。最初の沈殿池の方に水が戻ってくるということで、数年前よりちょっと判明いたしました。ずっと検討しておりました。それが27年度の段階で数量が確定することができましたので、27年の決算より、その分を差し引いた形で、計上するようにした結果、その数量が控除されたという形で、正確な数字が出せたということになっております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となつております議案第57号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第57号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月23日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、9月23日までに審査終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第58号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第58号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第58号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

次に、日程第18、議案第59号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第59号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第59号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

次に、日程第19、発委第2号、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

中山議会事務局長。

#### ○議会事務局長(中山庄治君)

議案を朗読いたします。

発委第2号、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成28年9月9日、提出者、議会運営委員会委員長 饗庭敦子。

長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議。本議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。1、名称、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会、2、目的、議員報酬等に関すること。3、議員定数15人、4、期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。平成28年9月9日、長与町議会。以上です。

#### ○議長(内村博法議員)

お諮りします。本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発委第2号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、発委第2号、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、浦川圭一議員、中村美穂議員、安部都議員、饗庭敦子議員、安藤克彦議員、金子恵議員、分部和弘議員、西岡克之議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、山口憲一郎議員、堤理志議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中悟議員、以上15名の方を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された方を長与町議会議員報酬に関する調査特別委員に選任することに決定いたしました。

これから、委員会条例第8条第1項第2号、第9条第1項第2号の規定により、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会において委員長、副委員長の互選をお願いします。

場内の時計で12時まで休憩いたします。

（休憩 11時48分～12時00分）

#### ○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会、委員長並びに副委員長の互選結果について報告いたします。委員長に山口憲一郎議員。副委員長に喜々津英世議員。以上のとおり互選結果を報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 12時00分）